

名古屋港管理組合公報

令和 7 年 2 月28日
(金曜日)
第 123 号

目次	
告	示
○港湾施設の使用停止	1
公	告
○名古屋港港湾計画の変更の概要	2

告 示

名古屋港管理組合告示第 4 号

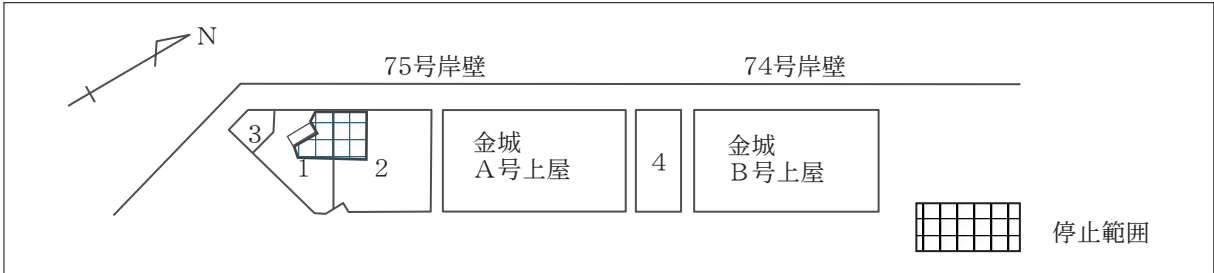
次の港湾施設は、令和 7 年 3 月 1 日から当分の間、使用を停止する。
令和 7 年 2 月28日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

施設の種類 荷さばき地
区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区 画
金城ふ頭西部 I 荷さばき地 (金城西 I)	1 ^級	74号岸壁及び75号岸壁隣接	1,000 ^{平方メートル}	図による

図 (金城ふ頭西部 I 荷さばき地)



備考

- 数字は、区画の名称を示す。
- 区画の面積は、1 は2,262平方メートル (582平方メートル停止)、2 は3,036平方メートル (418平方メートル停止)、3 は400平方メートル、4は1,100平方メートルである。

公 告

名古屋港管理組合公告

港湾法(昭和25年法律第218号) 第 3 条の 3 第 9 項の規定に基づき、名古屋港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。
令和 7 年 2 月28日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

1 港湾計画の変更の概要
平成27年12月28日名古屋港管理組合公報第572号により、その概要を公告した名古屋港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 公共埠頭計画
以下のとおり計画する。
(岸壁及び埠頭用地)

地区名	水深 (メートル)	バース数	延長 (メートル)	面積 (ヘクタール)
内港地区 (昭和ふ頭)	7.3	2	240	1

(2) 土地造成及び土地利用計画
以下のとおり計画する。
(土地造成計画) (単位：ヘクタール)

地区名 \ 用途	埠頭用地	用港 湾関 地連	用交 流厚 地生	工業 用地	用都 市機 地能	用交 通機 地能	施危険 設物取 用地扱	緑地	合計
内港地区	(1) 1								(1) 1

注 1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。
注 2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。
注 3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

(土地利用計画) (単位：ヘクタール)

地区名 \ 用途	埠頭用地	用港 湾関 地連	用交 流厚 地生	工業 用地	用都 市機 地能	用交 通機 地能	施危険 設物取 用地扱	緑地	合計
内港地区	(81) 81	(149) 149	(11) 11	(204) 204	14	(18) 43	(155) 155	(41) 51	(659) 708

注 1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。
注 2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。
注 3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2 港湾計画の縦覧の場所
名古屋市港区港町 1 番11号 名古屋港管理組合 企画調整室 計画担当

発行所 名古屋市港区港町 1 番11号

名古屋港管理組合